

「全国シェルターシンポジウム2016 in 大分」に参加して

今年度のタイトルは「性暴力禁止法制定に向けて だめっちゃ！DV 暴力を許さない社会をめざして」。10月29日（土）、30日（日）の両日、大分市で開催された全国シェルターシンポジウムに参加して参りました。

初日の基調講演は、元サンディエゴ市検事のケーシー・グウィン氏。彼は、家庭内暴力、性暴力、ストーカー行為の被害者やその子どもたちのために、警察官、検察官、支援者、医師、看護師、セラピスト、その他さまざまな専門家が協働して必要な支援を提供する活動の創設者です。アメリカから始まったこの多機関連携のファミリー・ジャスティス・センター（FJC）モデルは、現在では、カナダ、中央・南アメリカ、アフリカ、ヨーロッパの国々へと広がっています。これまでの活動から、暴力の加害者に責任を負わせることの重要性や被害者を保護しつつ加害者責任を果たさせるためにこの多機関連携モデルが果たす影響についてお話をされました。その後のパネルディスカッションでは、警察や検察を含めた多職種と協働しての支援体制がまだまだ確立されていない日本の現状の中で活動する支援団体のパネリストから、どこが主体になれば多機関連携は可能なのか、どのように創設されたのか等の質問が出ました。グウィン氏からは、「この会場にいる方々が、それぞれの職種の中に理解者を作ること、小さなことから少しずつ始めること」との回答でした。

2日目の分科会では、ハーグ条約の概要と発効後の状況について外務省領事局ハーグ条約室から説明がありました。ハーグ条約の基本的な考え方は、“子の利益を最優先”とし、子の監護に関する手続きは、子が元々居住していた国で行うことが望ましいとされ、国境を越えて不法に連れ去られ又は留置された子は、原則として元の居住国へ返還することとされています。DV被害など子が心身に害悪を受ける重大な危険がある場合等は例外とされていますが、DV被害を返還拒否事由として主張する場合は、子を連れ帰った親が、返還拒否を裏付ける資料を提出する必要があります。

また、面会交流をめぐる実務と課題についてお話をされた弁護士によると、ハーグ条約の、国境を超える子の移動を元々いた国に戻すという大原則に影響されて、国内の子連れ別居をも違法視する方向にあるとのことでした。現状の課題として、家裁での面会交流調停数の増加に事件処理が追いつかないため合意を急ぐ傾向にあるとか、離婚を認めること、親権を譲ること、養育費を支払うことの対価として面会交流を促される現状にあるとか、子どもの主治医やカウンセラーなど外部の専門家の意見は重視されないなどの報告がありました。

午後からの議員フォーラムでは、DV・性暴力・性虐待などの女性に対する暴力を根絶するための施策は、包括的な根拠法をもとに被害直後の対応から回復支援・生活再建までを見通した総合的・継続的な支援システムを構築することを柱にするべきであり、そのための包括的な性暴力禁止法を実現するために党派を超えて女性議員が一致団結して取り組んでいただくよう強く要望をしました。 (文責 木口京子)